

# 放送局に対する外資規制について

平成 17 年 4 月 14 日  
総務省情報通信政策局

近年における対内投資の増加、我が国における株式保有・出資の在り方の急激な変化等、電波法制定時には想定していなかった事態の出現を踏まえ、放送局に対する外資規制の在り方を見直すもの

## 1 地上放送について間接出資規制を導入する

(理由)

地上放送は、

- ・ 国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強い
- ・ 政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う
- ・ 災害情報等をはじめとする国民生活に不可欠な情報を提供
- ・ 米国、仏国等諸外国においても間接出資規制を導入（別添 1）

\* 衛星放送については、英国、米国、仏国において適用されている事例も無く、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回は対象としない

## 2 間接出資規制の基本的な枠組みは、NTTの例（別添 2）を参考とし、具体的な計算方法等については省令で規定する

(1) 現行の外資規制比率（5分の1未満）は変更しない

(2) 間接出資の場合の計算は、かけ算を基本とする

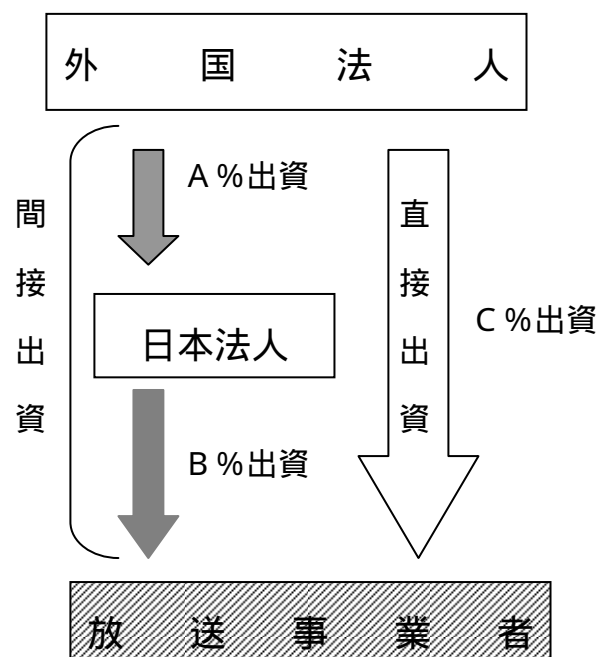
⇒ 右図の例において  $A \times B + C < 1 / 5$

(3) 間接出資の場合、一定割合以上の出資を計算の対象とする

<一定割合を検討する上での参考>

5% 証取法の大量保有報告書の報告義務対象

10% 現在のNTTの間接出資規制の対象



### 3 その他

#### ( 1 ) 株主名簿の記載等の拒否

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求等に対応して、株主名簿に記載等すると外資規制に抵触することとなる場合、放送事業者は記載等を拒否できる旨の規定を整備する

#### ( 2 ) 議決権の制限

間接出資に係る外資比率が増加する場合において、( 1 ) では対応できず、外資規制に抵触することとなるときは、抵触しないように外国法人又は間接出資に係る日本法人が有する放送事業者の株式の一部は議決権を有しないこととする旨の規定を整備する

#### ( 3 ) その他

その他所要の規定の整備を行う

諸外国における外資規制の状況 ( G 7 + 豪州 + 韓国 )( 概略 )

別添 1

		米国	英国	仏国	独国	伊国	加国	豪州	韓国
地上放送	直接出資規制	1 / 5 超不可	外資規制はなし。  一定のメディア企業	1 / 5 超不可	独又はEU加盟国内の居住地要件がある例あり <sup>(注1)</sup>	1 / 2 超不可	1 / 5 超不可	(TV) 1 / 5 超不可 1 の外国人の支配不可 <sup>(注2)</sup>	出資不可
	間接出資規制	あり <sup>(注3)</sup>	の合併に際して、政府がメディアの多様性等に	あり <sup>(注4)</sup>	民放は基本的に衛星・ケーブルを使用	あり	あり <sup>(注5)</sup>	(TV) あり <sup>(注6)</sup>	あり <sup>(注7)</sup>
衛星放送	直接出資規制	適用されている実例なし	関し「公益テスト」を実施	なし	なし	地上放送と同じ	地上放送と同じ	(有料TV) 35%超不可 1 の外国人 20%超不可	33%超不可
	間接出資規制							地上放送と同じ	地上放送と同じ

(注1) 居住地要件を課しているのは15州中8州。例えば、バーテンガールテンベルグ州：独国、EU条約国、欧州経済圏に関する協定国に定住所、所在地を有すること、ノルトライン=ヴェストファーレン州：EU条約国に居住すること、ラインラント・ファルツ州：独国国内の住所

(注2) 15%以上の保有は支配とみなされる。

(注3) 外国法人(A%) 国内法人(B%) 免許主体 A > 50%かつB < 50%のとき、外資 = B% A < 50%かつB > 50%のとき、外資 = A% A < 50%かつB < 50%の場合、外資 = A × B%

(注4) 外国法人(A%) 国内法人(B%) 免許主体 A > 50%のとき、外資 = B%

(注5) 放送会社の親会社に対する出資は3分の1超は不可。この範囲内で別途、放送会社に20%まで出資可能。

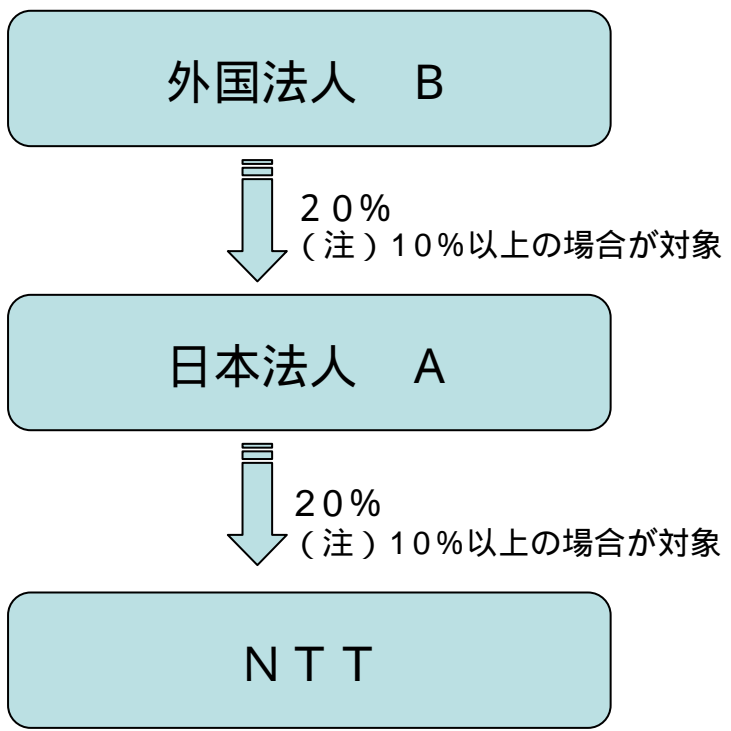
(注6) 外国法人(A%) 国内法人(B%) 免許主体 A > 50%のとき、外資 = B%、A < 50%のとき 外資 = A × B

(注7) 外国法人(A%) 国内法人(B%) 免許主体 A > 50%のとき、又は、Aが法人Bの最大額の出資者である場合、Bは出資不可。

# NTT法における外資規制の仕組み

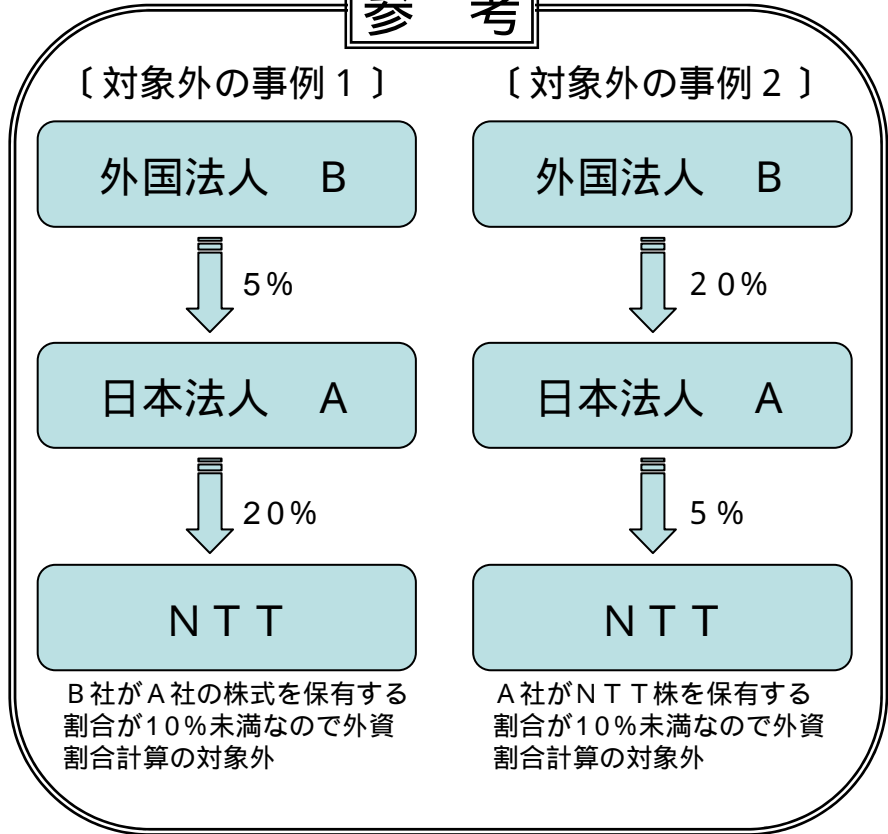
〔NTT法の外資規制〕  
外国人の直接保有株数 + **外国人の間接保有株数** < NTTの総議決権数の3分の1

〔間接保有株数の計算方法〕



$$\text{外資割合} = \frac{20}{100} \times \frac{20}{100} = \frac{4}{100} = 4\%$$

## 参考



〔対象外の事例1〕  
B社がA社の株式を保有する割合が10%未満なので外資割合計算の対象外

〔対象外の事例2〕  
A社がNTT株を保有する割合が10%未満なので外資割合計算の対象外